

【第6章 がん対策の推進に当たって必要な事項】

1 関係者等の意見の把握

がん対策を実効あるものとして総合的に展開するためには、行政や医療関係者はもちろん、がん患者や家族等の意見も集約し、これらのがん対策に反映していくことがきわめて重要です。

広島県は、引き続きこれら関係者の意見の把握に努めながら施策を推進していきます。

2 目標の達成状況の把握及び効果に関する評価

この計画の確実な推進を図るためには、その進捗管理を行うことが重要となります。

広島県では、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、学識経験者、医療関係者、関係団体、がん患者の代表、行政関係者等で構成される「広島県がん対策推進協議会」を設置しています。

この計画の策定に当たっては、この協議会において内容を検討しており、今後も引き続き進捗状況の把握や評価などに当たって検討を行うとともに、がん対策に関する重要な事項について協議、検討を行っていきます。

3 がん対策推進計画の見直し

がん対策基本法第11条第4項においては「都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない」とされています。

このため、本計画も社会情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

4 将来に向けた取組みについて

がん対策の推進に当たって、中・長期的には次のような課題について取り組む必要があります。

先端医療技術の導入の推進

- 放射線医療分野においては新たな治療装置が次々と開発され、全国的に最先端の治療装置の導入や、導入に向けた検討が進められています。広島県においても、全国状況を見極めながら、中長期的な視点に立った導入の可能性等についての検討する必要があります。
- 海外における最先端のがん医療技術（診断、手術療法、放射線療法、化学療法等）を積極的に導入するための仕組みづくりについて検討する必要があります。
- 臨床研究（治験）^{*}に関する患者への情報提供など、新たな治療薬へのアクセスを高める方策を検討する必要があります。

県域を越えたがん医療連携

- がん患者の受療行動は広域化しており、県境を越えた広域的ながん医療の連携体制についての検討する必要があります。